

日本臨床発達心理士会 倫理相談委員会規約

第1条（総則）

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構日本臨床発達心理士会倫理相談委員会（以下「委員会」）は、臨床発達心理士の倫理に関わる諸問題への対応について、臨床発達心理士がその役割と任務の趣旨に添った行動を行うための指針及び遵守すべき規範として、臨床発達心理士倫理綱領（以下「倫理綱領」）に基づき、諸事項を定めるものである。

第2条（委員会の設置）

1. 一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構日本臨床発達心理士会（以下「本会」）は、臨床発達心理士の倫理に関わる事項について対応するために委員会を設置する。
2. 本会は、会員や一般からの臨床発達心理士の倫理に関わる相談事項について委員会が迅速に対応するため、本会の事務局に、相談受付窓口を設置する。

第3条（委員）

1. 本委員会は、本会、会員若干名の委員をもって構成する。
2. 委員一名については、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構倫理委員会（以下「機構倫理委員会」）の委員を兼ねる。
3. 委員の任命は、本会幹事会の承認を得て、幹事長が行なう。
4. 委員会の委員長および副委員長の選出は、委員の互選により、幹事会の承認を経て、幹事長が任命する。
5. 委員の任期は2年とする。

第4条（事業）

1. 委員会及び委員は、臨床発達心理士に関する倫理問題の相談および予防に関し、以下の業務を遂行する。
 - ① 会員及び一般からの倫理に関する相談
 - ② 会員の倫理向上に向けての啓発及び広報活動
 - ③ 士会及び支部が行う研究の倫理審査
 - ④ 一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構との連携
2. 各業務内容の詳細に関しては、別途、内規に定める。

第5条（啓発・広報活動）

委員会は、機構倫理委員会と連携しながら会員の倫理向上に向けての啓発及び広報活動を行う。

1. 倫理啓発のためのパンフレットの作成
2. 各種研修会・ワークショップへの協力
3. ニュースレターの発行、及びホームページへの報告
4. その他の啓発・広報活動

第6条（委員の責務）

委員は、在任中に知り得た情報に関して守秘義務を負う。守秘義務は、委員を退いた後も同様とする。

第7条（本規約の変更）

この規約の変更は、委員会の決議を経て、幹事会の承認を得るものとする。

施行期日

2010 年 9 月 12 日より施行する。

改定

2011 年 6 月 5 日 一部改定

2019 年 9 月 23 日 一部改定